

議案第32号

令和3年2月17日提出

松山市長 野志克仁

松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「第276条」を「第275条の2・第276条」に改める。

第4条に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第30条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出し中「連携」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第32条」を「第32条の2」に、「第34条」を「第34条第1項」

に改める。

第63条中「第32条」を「第32条の2」に、「，第38条（第5項及び第6項を除く。），第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）」に、「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第77条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条第5号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第87条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第95条第2項中「，歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報の提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報の提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行われなければならないこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議に参加することが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報の提供又は助言の内容を記載した文書を交付しなければならないこと。

第95条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、

適切に行うこと。

- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- (4) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第96条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第107条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第108条に次の1項を加える。

- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第110条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定通所介護事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第111条第2項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を

おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第111条の2を第111条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第113条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第39条まで」を「第36条まで、第37条、第38条、第40条の2」に改め、「規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同条、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替える」を「読み替える」に改める。

第115条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に、「第9条第1項」を「第9条」に、「第34条に」を「第34条第1項に」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第135条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第39条」の次に「、第40条の2」を、「規定する運営規程」とあるのは「第135条において準用する第1

07条に規定する重要事項に関する規程」と、「の次に「同条、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項」を「第103条第2項」に改める。

第143条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第144条第2項中「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第146条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に改める。

第148条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人」を「及び同項第3号の介護職員又は看護職員のうちそれぞれ1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携

により看護職員を確保するものとする。

第151条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この条において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第164条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9）虐待の防止のための措置に関する事項

第168条中「第27条」の次に「，第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と，第34条第1項中」に，「「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と，第108条第3項」を「第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に改める。

第171条第6項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下」を「原則としておおむね10人以下とし，15人を超えないもの」に改め，同号ア(ウ)中「し，ユニットに属さない居室を改修したものについては，居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は，利用者相互の視線を遮断する」を「する」に改める。

第177条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

（10）虐待の防止のための措置に関する事項

第178条第4項に後段として次のように加える。

この場合において，当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，全ての短期入所生活介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第178条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は，適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第180条の3中「第27条」の次に「，第32条の2」を、「第41条まで」の次

に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第34条第1項中」に、「第152条第1項」を「第152条」に改め、「同じ。」と、」の次に「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第180条の2に規定する共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加え、「同項」を「同条」に改める。

第187条中「第27条」の次に「，第32条の2」を加え、「，第38条（第5項及び第6項を除く。），第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項並びに第39条第2項を除く。）」に、「第34条中」を「第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と，第34条第1項中」に，「「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と，第108条第3項」を「第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に改める。

第200条中第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第203条中「第27条」の次に「，第32条の2」を，「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え，「第34条中」を「第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と，第34条第1項中」に，「「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と，第108条第3項」を「第108条第3項及び第4項」に，「第152条中」を「第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と，第152条中」に改める。

第212条中第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第213条第4項に後段として次のように加える。

この場合において，当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は，全ての短期入所療養介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に

対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第213条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第225条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第231条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第232条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第232条に次の1項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第236条中「第27条」の次に「，第32条の2」を、「第37条」の次に「，第38条，第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と，第34条第1項中」に改め，「，「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と」を削り，「読み替える」を「，第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第244条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第247条第1項中「第34条、第35条、第55条及び」を「第32条の2第2項、第34条第1項、第35条、第40条の2第1号及び第3号、第55条並びに」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第34条第1項中」に改め、「、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と」を削り、「同項」を「第56条第2項」に改める。

第256条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第259条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第260条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第262条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第256条」と、」の次に「同条、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第108条第2項」を「第108条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第264条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条（第5項

及び第6項を除く。），第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）」に、「及び第2項」を「，第2項及び第4項」に改め、「第256条」と、」の次に「同条，第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第108条第2項」を「第108条第1項，第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，同条第2項」に改める。

第275条中「第27条」の次に「，第32条の2」を加え、「及び第2項」を「，第2項及び第4項」に改め，「第256条」と、」の次に「同条，第32条の2第2項，第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え，「第33条中」を「第33条第1項中」に，「第108条第2項」を「第108条第1項，第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と，同条第2項」に改める。

第14章中第276条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第275条の2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条，第180条の3，第187条，第203条，第236条，第262条，第264条及び第275条において準用する場合を含む。）及び第223条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は，交付，説明，同意，承諾，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によること

ができる。

付則第26項から第28項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第266条」を「第265条の2・第266条」に改める。

第4条に次の2項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第55条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第55条の2に次の1項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

ければならない。

第55条の2の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時に
おいて、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及
び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。
）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継
続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければな
らない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要
に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第55条の3に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所におい
て感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければ
ならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止の
ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレ
ビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね
6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業
者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止の
ための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に
対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するこ
と。

第55条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指
定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲
覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第55条の9の見出し中「連携」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第55条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に對し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第63条中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第73条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会

を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第75条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第83条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「「設備及び備品等」と」の次に「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第87条第1号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第92条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「「設備及び備品等」と」の次に「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第96条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報の提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報の提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議に参加することが困難な場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報の提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第96条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第121条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第121条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第121条の2に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的

な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第121条の4第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第122条第2項中「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第124条中「第52条の3」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改める。

第130条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人」を「及び同項第3号の介護職員又は看護職員のうちそれぞれ1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設す

る特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第139条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第140条の2第2項中「必要な措置を講じるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第143条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11」の次に「まで（第55条の9第2項を除く。）」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中」に改め、「、「介護予防訪問入浴介護従事者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」を削り、「第121条の2第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第154条第6項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」に改め、同号ア(ウ)中「し、ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者相互の視線を遮断する」を「する」に改める。

第156条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第157条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全て

の介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第157条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第164条の3中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11」の次に「まで（第55条の9第2項を除く。）」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第55条の4第1項中」に改め、「第139条」と、」の次に「同項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を加え、「第164条の2に規定する共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、「第121条の2第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第134条第1項及び第138条」を「第134条、第138条並びに第140条の2第2項第1号及び第3号」に改める。

第171条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の7まで、第55条の8（第5項及び第6項を除く。），第55条の9から第55条の11まで」を「第55条の11まで（第55条の8第5項及び第6項並びに第55条の9第2項を除く。）」に、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中」に改め、「第121条の2第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第178条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第181条中「第54条」の次に「，第55条の2の2」を，「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を加え，「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項，第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と，第55条の4第1項中」に改め，「，「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を削り，「第121条の2第3項」の次に「及び第4項並びに第122条第2項第1号及び第3号」を加える。

第193条中第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第194条第4項に後段として次のように加える。

この場合において，当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第194条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は，適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第211条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第212条中第9号を第10号とし，第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第213条第4項に後段として次のように加える。

この場合において，当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は，全ての介護予防特定施設従業者（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならぬ。

ればならない。

第213条に次の1項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第217条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を加え、「及び第55条の4」を「、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」に、「同条」を「同項」に改め、「第212条」との次に「、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第231条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第234条第1項中「第55条の4及び第55条の6」を「第55条の2の2第2項、第55条の4第1項、第55条の6、第55条の10の2第1号及び第3号並びに第140条の2第2項第1号及び第3号」に、「第53条中」を「第53条、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」に、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改め、「受託介護予防サービス事業所」との次に「、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第242条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第245条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの

とする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第246条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第248条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第242条」と、」の次に「同条、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を、「サービスの利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第253条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「(第55条の8第5項及び第6項を除く。)」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第242条」と、」の次に「同条、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を、「サービスの利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第262条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第242条」と、」の次に「同条、第55条の2の2第2項、第55条の3第3項第1号及び第3号並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を、「サービスの利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第14章中第266条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第265条の2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面

（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第51条の5第1項（第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条，第164条の3，第171条，第181条，第217条，第248条，第253条及び第262条において準用する場合を含む。）及び第209条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は，交付，説明，同意，承諾，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付則第24項から第26項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（松山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 松山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第151・152条」を「第151条・第152条」に，「206条」を「第205条の2・第206条」に改める。

第4条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は，指定地域密着型サービスを提供するに当たっては，介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めな

ければならない。

第7条第5項第1号中「いう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。第48条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第48条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型

訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第60条の17第1項及び第88条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための

指針を整備すること。

- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「数以上。」を「数以上」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「専ら」を削り、「数以上。」を「数以上」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かることができる。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第33条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該指定夜間対応型訪問介護事業者」を「オペレーションセンターサービスについて」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就

業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「第34条から第39条まで、第41条及び第42条」を「第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条まで」に、「及び第34条第1項」を「、第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「、次の各号に

掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第60条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第60条の20中「第29条」の次に「，第33条の2」を、「第39条まで」の次に「，第41条の2」を、「規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同条，第33条の2第2項，第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に，「，「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替える」を「読み替える」に改める。

第60条の20の3中「第29条」の次に「，第33条の2」を、「第39条まで」の次に「，第41条の2」を加え、「第10条第1項」を「第10条」に，「第35条に」を「第35条第1項に」に，「第35条中」を「第33条の2第2項，第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に，「及び第60条の13第3項」を「，第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第60条の34中第9号を第10号とし，第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第60条の38中「の第60条の13第3項」の次に「及び第4項，第60条の16第2項第1号及び第3号」を，「，第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに

第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第65条第1項中「又は施設」の次に「（第67条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第66条第2項中「第83条第7項」の次に「，第111条第9項」を加える。

第67条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「施設等の職務に」の次に「従事し，又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し，かつ，同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に」を加える。

第74条中第10号を第11号とし，第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条中「第29条」の次に「，第33条の2」を，「第39条まで」の次に「，第41条の2」を，「規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と，」の次に「同条，第33条の2第2項，第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え，「第35条中」を「第35条第1項中」に，「「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と，第54条」を「第54条」に改め，「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第83条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「，指定介護老人福祉施設，介護老人保健施設」を加え，「，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，利用者等が参加する場合にあっては，テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第101条中第10号を第11号とし，第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず，過疎地域その他これに類する地域において，地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は，指定小規模多機能型居宅介護事業者は，市町村が認めた日

から市町村介護保険事業計画の終期まで（市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第109条「第29条」の次に「，第33条の2」を加え、「，第42条」を「から第42条まで」に改め、「規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同条，第33条の2第2項，第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第111条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型

共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、指定地域密着型サービス基準省令第90条第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）」に改め、同項ただし書きを削る。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第29条」の次に「，第33条の2」を加え、「，第42条」を「から第42条まで」に改め、「規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同条，第33条の2第2項，第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と，第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「，第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第146条中第9号を第10号とし，第8号の次に次の1号を加える。

（9）虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第147条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条中「第29条」の次に「，第33条の2」を加え、「，第42条」を「か

ら第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第35条第1項中」に改め、「、「定期巡回・隨時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を削り、「第7章第4節」との次に「、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第153条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第153条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書き中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第181条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第54号。以下「指定介護老人福祉施設基準等条例」という。）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第190条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第8項中「生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第159条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第160条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。」を加える。

第165条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第170条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第171条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第171条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第173条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第180条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第

「第 41 条の 2」を加え、「第 10 条第 1 項」を「第 10 条」に改め、「規定する運営規程」とあるのは「第 170 条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同条、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「第 35 条中」を「第 35 条第 1 項中」に、「「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項」を「第 60 条の 11 第 2 項」に改める。

第 183 条第 1 項第 1 号ア(イ)中「おおむね 10 人以下」を「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65 平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。

第 183 条第 1 項第 1 号ア(ウ)a 及び b を削る。

第 185 条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 189 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 190 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 190 条に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 192 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を、「第 39 条」の次に「、第 41 条の 2」を、「規定する運営規程」とあるのは「第 189 条に規定する重要事項に

関する規程」と、」の次に「同条、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に改める。

第194条第11項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第205条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第10条第1項」を「第10条」に改め、「規定する運営規程」とあるのは「第205条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同条、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項」に、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第10章中第206条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第205条の2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の3、第81条、第109条、第129条、第150条、第180条、第192条及び前条において準用する場合を含む。）、第116条第1項、第137条第1項及び第157条第1項（第192条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定される

ものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付則第6項から第10項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第92条」を「第91条の2・第92条」に改める。

第4条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条第1項中「又は施設」の次に「（第11条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第10条第2項中「第45条第7項」の次に「及び第72条第9項」を加える。

第11条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「施設等の職務に」の次に「従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に」を加える。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

（10）虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、

法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を

おおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第 33 条に次の 1 項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 38 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 38 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 40 条第 1 項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第 50 条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第 45 条第 6 項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所」を「又

は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「（以下）の次に「この章において」を加える。

第46条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第50条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

（10）虐待の防止のための措置に関する事項

第59条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期まで（市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第66条中「第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）から第40条まで」を「第29条の2、第32条から第40条まで（第38条第4項を除く。）」に改め、「規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同条、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「第29条第3項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第33条を「第33条第1項」に、「「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項」を「第40条第1項」に改める。

第72条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居

の数が 3 である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第 72 条第 5 項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第 6 項中「指定介護予防地域密着型サービス基準省令」を「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」に改め、同条第 10 項中「第 9 項」を「第 10 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、指定地域密着型介護予防サービス基準省令第 70 条第 6 項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を置くことができる。

第 73 条第 2 項中「指定介護予防地域密着型サービス基準省令」を「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第 74 条中「指定介護予防地域密着型サービス基準省令」を「指定地域密着型介護予

防サービス基準省令」に改める。

第75条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第79条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第80条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第81条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第82条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第82条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第87条中「第25条、第27条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条（第5項）を「から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項）」に改め、「規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同条、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「第33条」を「第33条第1項」に改め、「「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項」を「第40条第1項」に改める。

第88条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次

の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

第5章中第92条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第91条の2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（平成24年条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」を「第54条の2・第55条」に改める。

第4条に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項ただし書及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第22条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点

から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定介護老人福祉施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防

止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条中「から第31条まで」を「、第30条及び第31条」に改める。

第45条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第46条第1項第1号ア(ウ)a及びbを削る。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第51条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害され

ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第6章中第55条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第54条の2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項及び第13条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付則第14項から第16項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(松山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 松山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」を「第53条の2・第54条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等

関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項各号及び第4項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必

要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 介護老人保健施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第35条に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条中「から第31条まで」を「、第30条及び第31条」に改める。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第51条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第6章中第54条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条の2 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されて

いる又は想定されるもの（第10条第1項及び第13条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付則第10項から第14項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」を「第54条の2・第55条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第1号中「，薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第4条第3項第1号中「，薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第18条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中「第34条」を「第34条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを

防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定介護療養型医療施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条中「及び第28条から第30条まで」を「，第28条，第29条及び第30条」に改める。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第2項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第44条第2項第1号ア(ウ)a及びbを削る。

第45条第2項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第45条第2項第1号ア(ウ)a及びbを削る。

第46条第2項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第46条第2項第1号ア(ウ)a及びbを削る。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第6章中第55条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第54条の2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項及び第14条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつ

て認識することができない方法をいう。) によることができる。

付則第6項第1号中「，薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め，同項中第6号を第7号とし，第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては，1以上

(松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に，「第31条」を「第30条の3・第31条」に改める。

第3条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条第4項を同条第5項とし，同条第3項中「前項」を「第2項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 養護老人ホームは，前項の訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条第5項第1号中「栄養士」を「生活相談員，栄養士」に改める。

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第22条第2項中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において，当該養護老人ホームは，全ての職員（看護師，准看護師，介護福祉士，介護支援専門員，介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第2章中第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章中第31条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第30条の3 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙

その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に、「第54条」を「第53条の2・第54条」に改める。

第3条に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条ただし書中「、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第41条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。），特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第44条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き」を削る。

第8条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第24条第2項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第35条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第36条第4項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること」に改め、同号ア(エ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(エ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第36条第4項第1号ア(エ)a及びbを削る。

第37条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第41条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第41条に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第43条中「第32条」を「第32条の2」に改め、「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加える。

第46条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第46条第4項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第48条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第49条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改め、「、第32条」の次に「、第32条の2」を加える。

第51条第4項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること」に改め、同号ア(エ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(エ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第51条第4項第1号ア(エ)a及びbを削る。

第53条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改め、「第24条まで」の次に「、第25条の2」を、「、第32条」の次に「、第32条の2」を加える。

第6章中第54条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条の2 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類する

もののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付則第13項から第15項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第59号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第34条の2」に、「第35条」を「第34条の3・第35条」に改める。

第3条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第9条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条第5項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」

を加える。

第23条第2項中「第34条」を「第34条の2」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第29条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第2章中第34条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第34条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章中第35条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第34条の3 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付則第2項中「第17項」を「第18項」に改める。

付則第18項を付則第19項とする。

付則第17項中「第34条」を「第34条の2」に、「第13項から第16項まで」を「第14項から第17項まで」に改め、同項を付則第18項とし、付則中第16項を第17項とし、第6項から第15項までを1項ずつ繰り下げる、第5項の次に次の1項を加える。

6 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければなら

ない。

(松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第11条 松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(平成26年条例第19号) の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第33条の2・第34条」に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならぬ。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができます。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第18号の2中「第38号」の次に「。次号において「指定居宅介護

支援等基準省令」という。」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準省令第13条第18号の3の厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあったときは、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第5章中第34条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第33条の2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第24号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第12条 松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第35条の2・第36条」に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中「第24条」を「第24条第1項」に改め、同条中第6号を第7号とし、

第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第6章中第36条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第35条の2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

う。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第13条 松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則第4項の見出しを削り、同項の前に見出として「（指定居宅介護支援事業所の管理者に係る経過措置）」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（以下この項において「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）」を削り、「を新指定居宅介護支援等基準条例」を「を松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」に改める。

付則第5項を付則第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第8条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第8条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第1項に規定する」とあるのは、「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

（松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第14条 松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
(平成30年条例第9号) の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」を「第54条の2・第55条」に改める。

第2条に次の2項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福

祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 介護医療院は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第6章中第55条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

- 第54条の2 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付則第2項から第7項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、付則に次の1項を加える。

- 8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11条中松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の2の改正規定及び同号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の

松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第40条の2（新指定居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第180条の3、第187条、第203条、第236条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合並びに第247条第1項において読み替えて適用される場合を含む。），第2条の規定による改正後の松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第55条の10の2（新指定介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条、第164条の3、第171条、第181条、第217条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合並びに第234条第1項において読み替えて適用される場合を含む。），第3条の規定による改正後の松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第41条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の2、第60条の20の3、第81条、第109条、第129条、第150条、第180条、第192条及び第205条において準用する場合を含む。），第4条の規定による改正後の松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第38条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），第5条の規定による改正後の松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第4条第4項、第41条の2及び第45条第3項、第6条の規定による改正後の松山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第40条の2及び第44条第3項、第7条の規定による改正後の松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第

3項、第8条の規定による改正後の松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第30条の2、第9条の規定による改正後の松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項、第32条の2及び第34条第3項、第10条の規定による改正後の松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項、第34条の2及び付則第6項、第11条の規定による改正後の松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、第12条の規定による改正後の松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第14条の規定による改正後の松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第2条第4項、第40条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第30条（新指定居宅サービス等基準条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。）、第57条（新指定居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第77条、第87条、第96条、第107条（新指定居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。）、第143条、第164条（新指定居宅サービス等基準条例第180条の3及び第187条において準用する場合を含む。）、第177条、第200条、第212条、第231条、第244条及び第256条（新指定居宅サービス等基準条例第264条及び第275条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第55条（新指定介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条（新指定介護予防サービス等基準条例第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。）、第156条、第178条、第193条、第212条、第231条及び第242条（

新指定介護予防サービス等基準条例第253条及び第262条において準用する場合を含む。），新指定地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第101条（新指定地域密着型サービス基準条例第205条において準用する場合を含む。），第123条，第146条，第170条及び第189条，新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第29条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第29条及び第50条，新指定介護療養型医療施設基準条例第28条及び第51条，新養護老人ホーム基準条例第8条，新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条，新軽費老人ホーム基準条例第8条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3. この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間，新指定居宅サービス等基準条例第32条の2（新指定居宅サービス等基準条例第42条の3，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第168条，第180条の3，第187条，第203条，第236条，第262条，第264条及び第275条において準用する場合並びに第247条第1項において読み替えて適用される場合を含む。），新指定介護予防サービス等基準条例第55条の2の2（新指定介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条，第164条の3，第171条，第181条，第217条，第248条，第253条及び第262条において準用する場合並びに第234条第1項において読み替えて適用される場合を含む。），新指定地域密着型サービス基準条例第33条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第60条，第60条の20，第60条の20の3，第81条，第109条，第129条，第150条，第180条，第192条及び第205条において準用する場合を含む。），新指定地域密着型介護予防サ

ービス基準条例第29条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定介護老人福祉施設基準条例第30条の2，新介護老人保健施設基準条例第30条の2，新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2，新養護老人ホーム基準条例第24条の2，新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2，新軽費老人ホーム基準条例第25条の2，新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第30条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間，新指定居宅サービス等基準条例第33条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第42条の3，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条及び第275条において準用する場合を含む。），第111条第2項（新指定居宅サービス等基準条例第115条，第135条，第168条，第180条の3，第187条及び第236条において準用する場合を含む。），第144条第2項（新指定居宅サービス等基準条例第203条において準用する場合を含む。）及び第259条第6項（新指定居宅サービス等基準条例第264条において準用する場合を含む。），新指定介護予防サービス等基準条例第55条の3第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第63条，第75条，第85条，第94条及び第262条において準用する場合を含む。），第122条第2項（新指定介護予防サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。），第140条の2第2項（新指定介護予防サービス等基準条例第159条，第164条の3，第171条及び第217条において準用する場合並びに第234条第1項において読み替えて適用される場合を含む。）及び第245条第6項（新指定介護予防サービス等基準条例第253条において準用する場合を含む。），新指定地域密着型サービス基準条例第34条第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16

第2項（新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3，第81条，第109条，第129条，第150条及び第205条において準用する場合並びに第60条の38において読み替えて適用される場合を含む。），新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第2項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。），新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第23条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間，新指定居宅サービス等基準条例第57条の2第3項（新指定居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第108条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第115条，第135条，第146条，第168条，第180条の3，第187条及び第203条において準用する場合を含む。），第178条第4項，第213条第4項及び第232条第4項，新指定介護予防サービス等基準条例第55の2第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第121条の2第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第143条，第164条の3，第171条及び第181条において準用する場合を含む。），第157条第4項，第194条第4項及び第213条第4項，新指定地域密着型サービス基準条例第60条の13第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3，第81条，第109条及び第205条において準用する場合並びに第60条の38において読み替えて適用される場合を含む。），第124条第3項，第147条第4項，第171条第3項及び第190条第4項，新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第3項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項，新指定介護老人福祉施設基準条例第30条第3項及び第52条第4項，新介護老人保健施設基準条例第30条第3項及び第51条第4項，新指定介護療養型医療施設基準条例第29条第3項及び第52条第4項，新養護老人ホーム基準条例第24条第3項，新特別養護老人ホーム基準条例第25条第3項及び第41条第4項，新軽費老人ホーム基準条例第25条第3項並びに新介護医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用に

については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 この条例の施行の日以後、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例第46条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア及び第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 前項の規定は、新指定居宅サービス等基準条例第171条第6項第1号ア(イ)、新指定介護予防サービス等基準条例第154条第6項第1号ア(イ)、新指定地域密着型サービス基準条例第183条第1項第1号ア(イ)、新指定介護療養型医療施設基準条例第44条第2項第1号ア(イ)、第45条第2項第1号ア(イ)及び第46条第2項第1号ア(イ)並びに新特別養護老人ホーム基準条例第36条第4項第1号ア(イ)及び第51条第4項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新指定居宅サービス等基準条例第171条第6項第1号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア	新指定居宅サービス等基準条例第148条第1項第3号
	第52条第2項	第178条第2項
新指定介護予防サービス等基準条例第154条第6項第1号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア	新指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項第3号
	第52条第2項	第157条第2項
新指定地域密着型サービス基準条例第183条第1項第1号ア(イ)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア	新指定地域密着型サービス基準条例第153条第1項第3号ア
	第52条第2項	第190条第2項
新指定介護療養型医療施設基準条例第44条第2項第1号ア(イ)、第45条第2項第1号ア(イ)及び第46条第2項第1号ア(イ)	入所定員	入院患者の定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア	新指定介護療養型医療施設基準条例第4条第1項第2号及び第3号、第2項第2号及び第3号並びに第3項第2号及び第3号、付則第2項第2号、付則第3項、付則第5項並びに付則第6

		項第2号及び第3号
	第52条第2項	第52条第2項
新特別養護老人ホーム 基準条例第36条第4項第1号ア(イ)及び第51条第4項第1号ア(イ)	入所定員 新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア	入居定員 新特別養護老人ホーム基準条例第12条第1項第4号ア
	第52条第2項	第41条第2項

8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第171条第6項第1号ア(ウ)（後段に係る部分に限る。）、第2条の規定による改正前の松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第154条第6項第1号ア(ウ)（後段に係る部分に限る。）、第3条の規定による改正前の松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第183条第1項第1号ア(ウ)b、第5条の規定による改正前の松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第46条第1項第1号ア(ウ)b、第7条の規定による改正前の松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第44条第2項第1号ア(ウ)b、第45条第2項第1号ア(ウ)b及び第46条第2項第1号ア(ウ)b並びに第9条の規定による改正前の松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第4項第1号ア(エ)b及び第51条第4項第1号ア(エ)bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第165条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第192条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の2、新介護老人保健施設基準条例第20条の2、新指定介護療養型医療施設基準条例第20条の2及び新介護医療院基準条例第20条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

10 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第165条の3（新指定地域密着型サービス基準条例第192条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の3、新介護老人保健施設基準条例第20条の3、新指定介護療養型医療施設基準条例第20条の3及び新介護医療院基準条例第20条の3（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（松山市軽費老人ホーム条例の一部改正）

11 松山市軽費老人ホーム条例（昭和54年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第13項」を「第14項」に改める。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

